## 平成27年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

( 新設・拡充・延長・その他)

No	19		府 省 庁 名 経済産業省資源エネルギー											<u>一庁</u>													
対象税目		個人	、住民税	法	人住月	民税	事業	税	不動	動産耳	取得和	锐	固定	官資	産税	事	業所	税	その	の他	(		)				
要望 項目名		電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更																									
要望内容		・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) _【現行制度】																									
(概	要)				電気	供給	合業等 その他の事業																				
		i	課税標準	Ĕ.	収入金額				所得割付加価値割									割		資本	割						
		;	税	×	1	. 3% (	O. 9%)		400	万円	40 1超 80	00フ	5円.	以下	の金	額 額 額	5. 5	% (3.	2%)			0. 4	48%			0. 2	2%
		* (	)内は、	地方法	人特別	脱等に	関する	暫定	措置法	まによる	る税率	<u> </u>															_
		<ul><li>特例措置の内容 電気供給業の法人事業税について、現行の収入金額を課税標準とする方式から、他の一般の企業と同様の 課税方式へと変更する。</li></ul>									様の																
関係多	条文	世方税法 第72条、第72条の2、第72条の12、第72条の24の2、第72条の24の4及び 第72条の24の7 地方税法施行令 第22条 地方法人特別税等に関する暫定措置法 第2条、第3条、第6条、第8条及び第9条																									
減 見込			D年度] 文正増減	拟額	[]		(	_	-	)		[平	年月	隻]				(		_	)	) (	単位	Ī: Ī	百万日	円)	
要望	理由	(1)政策目的 昭和24年に、料金統制が行われていることを根拠に、電気供給業などについては収入金課税が創設され、現在まで継続されてきた。しかし、電気供給業については、平成17年4月から高圧の全ての需要家を対象として自由化範囲が拡大され、卸電力取引所取引が開始されるなど、一般の企業と同様の競争環境が整備されつつある。また、電力システム改革(本年、第2弾の関連法案が成立)により、間もなく全面自由化を迎える。 このように自由化が進展する中で、規制料金を前提とした課税を続けることは課税の平等性を損なうものであり、負担の重い税制は自由化の進展の阻害要件になりかねない。  (2)施策の必要性 上記を踏まえれば、電力自由化の進展状況に鑑み、他の一般の競争下にある企業との税制面でのイコールフッティングを図ることが必要である。 なお、平成15年度から26年度の税制改正大綱においても、電気供給業をはじめとする3業種については、これらの法人に対する課税方式を引き続き検討することが明記されている。																									
本要 対応 縮減	する																										

	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	5. エネルギー・環境 5-3 電力・ガス 平成26年度与党税制改正大綱において、現在収入金額課税を行っている電気供給業、ガス供 給業及び保険業に係る法人事業税の課税方式については、引き続き検討することとされている。 (平成15~25年度税制改正大綱においても、同趣旨の記載有り。)
合理性	政策の 達成目標	電気事業の自由化の進展を鑑み、他の一般の企業と遜色の無い課税環境を整備することを通じて、課税の公平性を図る。
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	恒久措置
	同上の期間中 の達成目標	
	政策目標の 達成状況	_
	要望の措置の 適用見込み	一般電気事業者 (10 社)、卸電気事業者 (2 社)、特定電気事業者 (5 社) 及び特定規模電気事業者 (300 社強)、再エネ特措法における特定供給者などが対象となる。
有效性	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	設備産業である電気事業において、本措置の減税額分は投資のためのキャッシュフローとして代替することが予想される。また、一般電気事業者の電気料金については、省令によって、総括原価方式が採用されているため、減額される事業税額分については料金原価に織り込まれないため、電気料金の低廉化に資することとなり、結果的に需要家に還元されることとなる。加えて、自由化の進展の阻害要因となりうる現行の課税環境について、他の一般の企業と遜色ない状況とすることのできる本措置は、極めて有効である。
	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	<ul> <li>・使用済燃料再処理準備金(国税・法人税)</li> <li>・原子力発電施設解体準備金(国税・法人税)</li> <li>・変電又は送電施設に対する固定資産税の課税標準の特例(地方税・固定資産税)</li> <li>・電気供給業の課税標準の算定にあたって託送料金を控除する特例措置(地方税・法人事業税)</li> <li>・軽油引取税の課税免除の特例(地方税・軽油引取税)</li> </ul>
相当性	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	関連する措置はない。
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	
	要望の措置の 妥当性	料金規制の有無を背景とした収入金課税において、電力小売市場の自由化の進展度合いを鑑み、他の一般の企業における課税状況とのイコールフッティングを図る本措置は、妥当である。

税負担軽減措置等の 適用実績 	
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	
前回要望時の 達成目標	
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	_
これまでの要望経緯	昭和59年度から継続的に要望。